会費等規約

（目的）

第１条　　この規約は、公益社団法人集団給食協会定款第７条に定める入会金および会費に関する事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第２条　　会員等の入会金は、１０，０００円とする。

（正会員の会費月額）

第３条　　正会員の会費月額は、定額金額として１団体当たり１０，０００円を各会員が公平に負担する会費とする。また、前年度末の集団給食部門従業員数によって額を決定する。

２　　パート、アルバイトについては、常勤の２分の１として計算する。ただし、端数は切り捨てる。

ランク	従業員規模	定額金額	従業員による金額	会費月額
A	１人～１００人	１０，０００円	２，０００円	１２，０００円
B	１０１人～２００人	１０，０００円	１０，０００円	２０，０００円
C	２０１人～４００人	１０，０００円	１５，０００円	２５，０００円
D	４０１人～８００人	１０，０００円	２０，０００円	３０，０００円
E	８０１人以上	１０，０００円	２５，０００円	３５，０００円

（個人会員の会費月額）

第４条　　前項の規定に係わらず正会員のうち個人の場合は、月額１０，０００円とする。

（納入方法）

第５条　　正会員の納入方法は、１年を４期に分け、次表のように請求書を発行し、納入期限までに、現金又は振込により納入する。この場合、振込手数料は正会員の負担とする。

期	月	納入期限
第１期	４月～　６月	５月３１日
第２期	７月～　９月	７月３１日
第３期	１０月～１２月	１０月３１日
第４期	１月～　３月	１月３１日

（賛助会員会費年額）

第６条　　賛助会員は、年額１００，０００円とし、納入方法は、現金又は振込とする。この場合、振込手数料は、賛助会員の負担とする。

（改正）

第７条　この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

附　則

１　この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　この基準は、令和７年４月１日より一部改正により施行する。